

手続(Coordinated Proceedings)の明文化(同17)、^⑤仲裁廷が当事者に対し、特にArb-Med-Arb方式を活用した調停の検討を促す規定の追加(同32・4、50・2)などの点で改正がされている。

(4) 地域統括拠点の流出

冒頭のとおり、シンガポールはASEAN地域の統括拠点として人気がある。しかし、コスト高やビザ取得の困難さを理由として、タイやマレーシアに統括機能を移転させる日系企業が増加傾向にある。

むすびに代えて

これらの動向は海外進出に影響を及ぼす可能性もあり、引き続き注視する必要がある。

栗田 哲郎(くりた・てつお)
One Asia法律事務所シンガポール事務所代表 弁護士・ニューヨーク州弁護士・シンガポール法弁護士
日本の大手法律事務所(森・濱田松本法律事務所)勤務後、シンガポールの大手法律事務所(Rajah&Tan法律事務所)のパートナー弁護士、Baker&Mckenzie法律事務所Asia Focus Teamのヘッド、シンガポール国際仲裁センター(SIAC)のケースマネージングオフィサーを歴任。アジアのクロスボーダー M&A案件、国際商事仲裁案件、労働法分野案件などを広く取り扱う。

第7章

労務、個人情報保護等の制度に不確実性が インド進出時における 法規制の留意点

One Asia 法律事務所
弁護士

志村 公義

【この章のエッセンス】

- 2024年のインド総選挙では、モディ首相率いる与党BJPが過半数を割り込む結果となり、政策の不確実性が増している。
- 特に、外資規制、会社運営、労務関連法、個人情報保護法制の分野では、規制強化や制度変更の可能性があり、日本企業のインド進出にも影響を及ぼすと考えられる。

外資規制

(1) 概要

外国直接投資(FDI)はネガティブリスト方式であり、禁止・規制セ

クター以外は原則寛容だが、業種によつては厳しい条件があるため注意が必要である。

インド現地子会社が非居住者(日本本社等)から借入れを行う際は、ECB(対外商業借入)規制を必ず遵守しなければならない。最低償還期間(原則3年、例外あり)、資金使途等の制限がある。

インド居住者とインド非居住者間での株式譲渡には価格規制(プライシング・ガイドライン)の遵守が必要である。

(2) セクターごとの規制

インドにおける外資規制はいわゆるネガティブリスト方式であり、(a)外資参入が禁止されるセクター、または、(b)出資比率上限等の条件付き

で許可されるセクターに該当しなければ、原則として出資比率100%までの直接投資が自動認可される。

認可制度は、政府当局の事前認可を必要としない「自動認可ルート」、事前に個別認可を必要とする「政府認可ルート」の2種類がある。具体的には、製造業、卸売業、建設開発プロジェクト等に関しては自動認可ルートで外資100%での進出が認められている。(b)の条件付きで参入が可能な主なセクターは次のとおりである。

① 製造業

製造自体は、自社製造、委託製造を問わず、自動ルートで100%の投資が可能である。インド国内で製造した自社製品は、小売、卸売、電子商取引の形態を問わず、小売販売